

太田市重層的個別支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 複合・複雑化した課題を抱える人に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項の規定に基づき、太田市重層的個別支援会議（以下「個別支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 個別支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複合・複雑化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 複合・複雑化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むため必要な支援体制に関する検討
- (3) その他個別支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(会長)

第3条 個別支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、福祉子ども部社会支援課長をもって充てる。
- 3 会長は、個別支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(組織)

第4条 個別支援会議の構成員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(個別支援会議の開催)

第5条 個別支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 個別支援会議の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 個別支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、個別支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 個別支援会議の庶務は、社会支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、個別支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が個別支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

会 長	社会支援課長
構成員	社会支援課の職員
	障がい福祉課の職員
	こども課の職員
	児童施設課の職員
	健康づくり課の職員
	介護サービス課の職員
	会長が必要と認める者